

住民税非課税世帯等臨時特別給付金について

令和4年1月12日現在

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して1世帯当たり10万円の現金給付を実施します。

●対象・申し込み

- ①基準日(令和3年12月10日)時点で、市に住民登録があり、世帯全員の住民税が非課税である世帯
→2月上旬に確認書を送付します。必要事項を記入の上、返送してください
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
→2月7日(月)から、給付金窓口(市役所東庁舎会議室12)で申請を受け付けます(郵送可)

●問合せ・申込先

2月7日(月)から4月28日(木)まで…給付金窓口 ☎0587(32)2580
5月2日(月)以降…市役所福祉課 ☎0587(32)1278

※支給要件など、詳しくは ID 1008972 で確認してください



新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間を3月末まで延長します

●対象

社会福祉協議会が行う総合支援資金の再貸付を終了した世帯、または不決定などにより再貸付を利用できなかった世帯、再貸付の相談後、申し込みに至らなかった世帯で、収入要件、資産要件、求職活動などの要件を満たす世帯(生活保護受給中の世帯を除く)

●支給額

単身世帯…月額6万円、2人世帯…月額8万円
3人以上世帯…月額10万円

●支給期間

申請月から3カ月
※支給期間が終了した世帯で、一定の要件を満たす場合は再支給が可能です
※支給要件など、詳しくは ID 1001564 で確認してください

問合せ・申込先 市役所福祉課 ☎0587(32)1278

軽自動車などの名義変更・廃車 届出先など

種類	届出・問合せ先	電話番号
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、ミニカー	市役所課税課	0587(32)1193
二輪の軽自動車(125cc超 250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所	050(5540)2048
三輪・四輪の軽自動車(660cc以下)	軽自動車検査協会愛知主管事務所小牧支所	050(3816)1773

市役所課税課 ☎0587(32)1193
ID 1001089
軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。4月2日以降に

軽自動車などの名義変更・廃車の届出

廃車などの届出をしても、その年の税金は納付することになりますので、次の場合は届出をしてください。
○車両の譲渡や所有者の死亡などで前所有者名義のままのとき(名義変更手続き)
○車両の盗難、老朽化などで使用できないとき(廃車手続き)
○ナンバープレートの盗難や紛失したとき(再登録手続き)

▼届出先など 上表▼必要書類 車検証など

指定管理者を決定しました

市役所企画政策課 ☎0587(32)1139
ID 1001962

4月から平和らくらぐプラザを管理運営する指定管理者を、日本水泳振興会・三菱電機ライフサービスグループに決定しました。

「寄付ありがとうございました」

●福祉事業のために
ユースンS.L(株)様(陸田町) 10万円

お知らせコーナー

ID 広報いなざわの各記事に掲載された7桁のページID番号を、市ホームページの「ページID検索」に入力すると、該当する記事の詳細情報を閲覧することができます。



▲市公式HP

ページID検索 ID 表示

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントなどを中止・延期、または内容を一部変更する場合があります。最新情報は、市のホームページで確認するか、各担当課にお問い合わせください。

ID 1006290

令和4年度一時保育の申し込みを受け付けます

市役所保育課 ☎0587(32)1297
ID 1009001

一時保育とは、保護者の労働、病気、育児疲れなどで家庭での保育が一次的に困難となる場合に利用できる保育サービスです。

▼実施保育園 下表▼申し込み 2月1日(火)から、申込書に記入の上、対象児童と一緒に利用したい保育園へ(用紙

一時保育 実施保育園

保育園名	電話番号
子生和保育園	0587(32)7824
高御堂中央保育園	0587(21)2230
牧川保育園	0587(97)4410
(私)みのり保育園	0587(32)6810
(私)信電保育園	0587(32)7700
(私)明治保育園	0587(36)5630

は市役所保育課、実施保育園にあります。ダウンロード可) ※費用は児童の年齢や利用時

修学で市外へ転出する場合は国民健康保険の届け出を

市役所国保年金課 ☎0587(32)1312
ID 1001006

国民健康保険に加入している世帯の子どもが、修学のために親元を離れ、転出するときは、引き続き市の保険証を使うことができますので届出てください。

▼必要な物 国民健康保険証、在学証明書(学生証)、世帯主および子どものマイナ

間により異なります。市役所保育課、実施保育園で配布するしおりや市のホームページで確認してください ※園により利用できる時間が異なりますので、必ず利用したい保育園で受け入れ状況と注意事項を確認してください



国民年金付加保険料

市役所国保年金課 ☎0587(32)1328
ID 1001027

定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。納付は、申し出た月分からとなります。

▼納めることができる方 国民年金第1号被保険者、65歳未満の任意加入被保険者(国民年金基金に加入中の方は除く) ▼付加保険料 月400円 ▼付加年金額 老齢基礎年金額に「200円×付加保険料納付月数」が上乗せされ、2年間で納めた保険料と同額になります



令和3年度いなざわ飲食・商店エール券のご利用はお早めに!

「令和3年度いなざわ飲食・商店エール券」をお持ちの方は、使用期限が2月28日(月)となっています。お早めに使用してください。使用可能店舗など、詳しくは ID 1005102 で確認ができます。